

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 称	令和 8 年度 奈良のシカ保護計画検討業務委託 (奈良の鹿保護育成事業)														
2 履 行 場 所	奈良県の指定する場所														
3 契 約 期 間	年 月 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで														
契 約 金 額				億				百				千			円
4 うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額															
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。															
5 契 約 保 証 金	納付（又は免除）														
6 適 用 除 外 条 項	な し														

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

発 注 者 所 在 地
奈 良 県
代 表 者

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債
 - (2) 地方債
 - (3) 政府の保証のある債券
 - (4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券
 - (5) 知事が確実と認める社債
 - (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
 - (7) 銀行又は知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項第5号又は第6号に該当する場合
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証

保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 5 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。
- 6 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 4 条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様とする。
- 3 受注者が業務を第三者に委任し、請け負わせるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は、第 25 条第 2 項第 12 号アからオまでのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならないこと。
 - (2) 受注者は、受任者又は下請負人の行為の全てについて責任を負うものとする。

(法令上の責任等)

- 第 5 条 受注者は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）及び第 8 条第 1 項に規定する業務責任者（以下「作業員等」という。）の使用者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。
- 2 受注者は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上の全ての問題について責任を負うものとする。
 - 3 発注者は、受注者が県税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要がある場合、受注者に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づき、業務を処理するための個人情報の取扱いについて

は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(受注者の業務責任者)

第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

(業務実施計画書の提出)

第9条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

2 この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の訂正を請求することができる。

3 第1項の規定は、前項の場合について準用する。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 前項の監督職員（以下「監督職員」という。）は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する指示

(2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(3) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、監督職員を経由して行うものとする。

(権利の帰属)

第11条 この契約に基づき受注者が作成又は提供する成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める翻案権及び二次的著作物に関する権利を含む。）その他一切の権利は、成果物の納品と同時に発注者に譲渡されるものとする。

- 2 受注者は、前項の成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受注者は、第一項の成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証するものとし、侵害があった場合は、受注者の責任と負担で解決するものとする。

(検査)

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(所有権)

第13条 成果品の所有権は、前条第1項又は第3項の検査により合格と認めた成果品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた成果品の損害は全て受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ発注者の承認を得た上で、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は双方の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受

ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の支払)

第15条 受注者は、第13条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を受注者に支払わなければならない。ただし、その金額が百円未満であるときは、遅滞料を支払うことを要せず、百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者は、第 1 項の請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受領した日までの期間は、第 2 項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(業務責任者に対する措置請求)

第16条 発注者は、業務責任者がその業務の実施につき、著しく不適切と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との協議等)

第17条 地元関係者等との協議等が必要な場合においては、この協議等は、受注者が行うものとする。この場合において、必要に応じて、発注者は受注者に指示し、又はこれに協力する。

(事故発生時の報告)

第18条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(業務内容の変更等)

第19条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

- 2 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、

発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査等)

第20条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(履行遅滞による遅滞料)

第21条 受注者は、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を付した書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

2 受注者は、前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、その延長日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、遅滞料は生じないものとする。

(不履行責任)

第22条 受注者は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第23条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 受注者は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害のうち、第三者に対する損害について、発注者に過失が認められる場合は、発注者と受注者が共同してその損害を賠償するものとする。

4 発注者は、第 14 条第 1 項に規定する契約不適合があるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者がその債務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して、この契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (2) 契約期間内に成果品を引き渡すことができないとき、又は引渡しの見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (4) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (9) この契約の締結又は履行に当たり、発注者に対する虚偽の申告及び通知等を行う等の発注者との間の信頼関係を損なう不正な行為をしたとき。
- (10) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (11) 第28条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき又は該当するかの判断のための発注者の調査に協力しないとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認めら

れるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第26条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
- (6) 第 4 条の規定に違反したとき。
- (7) 公租公課若しくは奈良県の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払がなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し、若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 前2条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約金額があるときは、受注者の発注者に対する当該契約金額及びこれに係る年10.75パーセントの割合による遅滞料の請求を妨げない。

(契約不適合責任期間)

第29条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第25条及び第26条第7号の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 発注者は、第1項の違約金の額を超える損害が発生したときは、受注者に対して、その超過額を請求することができる。

5 第1項（第2項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することがで

きない事由によるものであるときは、第1項及び前項の規定は適用しない。

(賠償額の予定等)

第31条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第26条第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第26条第5号に該当したとき。

2 受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えたときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第32条 受注者は、この契約に基づき発注者に対して金銭を支払う義務を負う場合において、発注者の指定する期限までに当該金銭を納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金銭の額に対して年10.75パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、遅滞料は生じないものとする。

2 前項の規定は、前2条に基づく支払義務について準用する。

(契約終了後の処理)

第33条 この契約が終了したときは、受注者は、発注者が貸与したデータ、その他資料の一切を速やかに発注者へ返却しなければならない。取込済みデータは、抹消しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による返却又は抹消のために支出した経費について、名目の如何を問わず、発注者に対しその補償又は金員を請求することができない。

(相殺)

第34条 発注者は、この契約に基づき受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と対当額において相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第35条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。ただし、専ら発注者の責めにより紛争が生じた場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第36条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義等の決定)

第37条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

業務仕様書

1. 業務の目的

奈良市一円に生息するニホンジカは、古来より春日大社の神鹿として崇められるとともに、国の天然記念物にも指定されている。また、奈良公園のシンボルとして多くの観光客に親しまれ、本県にとって重要な観光資源として奈良観光の柱となっている。

本県では、平成24年2月に策定した「奈良公園基本戦略」に基づき、平成25年12月に「100年後も、奈良の鹿が今と変わらず奈良公園に元気で暮らしていること」を目標として、有識者による「奈良のシカ保護管理計画検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置した。

検討委員会では、奈良のシカの歴史的背景、観光資源性等の特殊性を鑑み、「保護」に重きをおいた「天然記念物「奈良のシカ」保護計画」及び農林業被害軽減対策のため「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）」を令和4年4月に策定した。

また、国の天然記念物「奈良のシカ」の保護管理基準と地区区分に基づき、各地区区分における課題への具体的な対策を、検討委員会や各ワーキンググループ（以下、「WG」という。）において検討している。加えて、令和5年12月に「鹿苑のあり方等検討部会」（以下、鹿苑部会）及び「鹿苑のあり方等検討ワーキンググループ」（以下、鹿苑WG）を設置し、鹿苑の特別柵における管理のあり方と緩衝地区（C地区）における農業被害防止について検討することとなった。

本業務は、天然記念物「奈良のシカ」保護計画（第2次）案の作成及び天然記念物「奈良のシカ」保護計画の運用を行うものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称 令和8年度 奈良のシカ保護計画検討業務委託
 （奈良の鹿保護育成事業）
- (2) 業務対象区域 奈良市およびその周辺（図1参照）※地区区分について図2参照
- (3) 業務内容
 - 1) 天然記念物「奈良のシカ」保護計画（第2次）案の作成
 - 2) 天然記念物「奈良のシカ」保護計画の運用
- (4) 履行期間 契約日から令和9年3月31日

3. 業務の内容

(1) 天然記念物「奈良のシカ」保護計画（第2次）案の作成

令和4年4月に策定した天然記念物「奈良のシカ」保護計画に基づく各種施策及び課題への取組結果について、過年度調査結果等を踏まえ、整理・分析した上で総合的に評価を行うとともに、今後展開する施策の方向性及び計画推進のための主要事業について整理し、天然記念物「奈良のシカ」保護計画（第2次）の具体的な案として取りまとめるものとする。

取りまとめにあたっては、貸与資料一式並びに令和4年度から令和8年度までの検討委員会、保護計画検討WG、管理計画検討WG、鹿苑部会及び鹿苑WG等における議論の経緯、課題、委員の意見及び対応方針を十分に把握・整理した上で行うこと。

また、奈良公園植栽計画検討委員会及び春日山原始林保全計画検討委員会等における検討内容や関連施策との整合を図り、奈良公園全体の方針との整合性に配慮すること。

作成にあたっては、下記の点に留意すること。

ア) 検討委員会及び保護計画検討WG委員の助言を受け作成すること。

イ) 文化財保護法その他関係法令の内容を十分踏まえて作成すること。

ウ) 過年度業務成果について、経年的な変化や傾向を分析した上で作成すること。

エ) 天然記念物としての文化財的価値、生態学的観点及び農林業被害対策を総合的に勘案した内容とすること。

オ) 今後想定される奈良のシカを取り巻く課題を踏まえ、中長期的視点を持って作成すること。

また、計画案の作成にあたっては、令和8年12月までに、パブリックコメント、利害関係人の意見聴取及び関係地方公共団体との協議に必要な天然記念物「奈良のシカ」保護計画（第2次）案の概要版その他資料を作成し、提出すること。パブリックコメントの結果、利害関係人等からの意見及び関係地方公共団体との協議内容を踏まえ、計画案の内容を精査し、必要な修正を行うこと。また、令和9年3月開催予定の検討委員会において承認を得られるよう、必要な資料作成及び調整を行うこと。

(2) 天然記念物「奈良のシカ」保護計画の運用

近年、奈良公園におけるシカの生息頭数の増加に伴い、市街地に出没するシカも増加しており、生活被害及び農業被害への対応が課題となっている。このため、天然記念物「奈良のシカ」の保護施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査・検討を実施する。

1) 鹿せんべい以外の給餌の実態（夜間）把握手法検討

観光客や地元市民による、夜間における鹿せんべい以外の給餌の実態把握をするため、効果的かつ実現可能な調査手法を検討する。検討にあたっては、下記のア)～ウ)の点に留意すること。

ア) 調査時期、時間帯、場所、調査項目、調査体制等について、関係団体と十分に調整を行った上で、実施可能な調査手法として整理すること。

イ) 過年度に実施した鹿せんべい以外の給餌の実態把握調査を参照すること。

ウ) 検討委員会および保護計画検討WG委員の助言を得ること。

2) 天然記念物「奈良のシカ」個体群動態モデルの検討

地区区分（A～D地区）全体の天然記念物「奈良のシカ」の個体群動態モデルを検討する。下

記のア)～ウ)の点に留意すること。

ア) 個体群動態モデルの構造（生態過程、推定すべきパラメータ、モニタリングデータ等の観測過程）を図化して記述すること。

イ) 個体群動態パラメータを推定するために必要な統計的手法（ベイズ統計学に基づく推定の枠組みを想定）、データ、それらのモニタリング手法、モニタリング計画等について検討すること。

ウ) パラメータ推定手法は、奈良県および奈良の鹿愛護会によるこれまでのモニタリングデータを活用できるものとする。

エ) 検討委員会、保護計画検討WG、管理計画検討WG、奈良のシカ専門家会議の委員の助言を受けること。

3. 打合せ協議

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ時1回に、成果品納入時の計3回行うものとする。なお、受注者は打合せ協議後、速やかにその記録を作成し、打合せ記録簿を提出するものとする。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答・指示等があった場合については、記録簿を作成し提出するものとする。

4. 成果品の作成

受注者は、業務成果として業務報告書、図面その他本業務により作成した資料一式を電子媒体に収録し、CD-R又はDVD-Rのいずれか2枚を提出するものとする。電子データには編集可能な元データ及びPDF形式のデータを含めるものとする。

5. 貸与資料等

(1) 貸与資料

- ①奈良の鹿保護育成事業（平成27年度奈良のシカの食害対策に係る防鹿柵設置と効果検証調査業務委託） 報告書 CD-R
- ②平成28年度 奈良のシカ生息密度調査業務 報告書 CD-R
- ③平成28年度 奈良のシカ生息密度調査分析業務 報告書 CD-R
- ④平成28年度奈良のシカ保護管理計画検討業務（奈良の鹿保護育成事業） 報告書 CD-R
- ⑤平成29年度奈良のシカ交通事故等実態調査 報告書 CD-R
- ⑥平成29年度奈良のシカ保護・管理計画検討業務委託（奈良の鹿保護育成事業） 報告書 CD-R
- ⑦平成29年度奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ⑧平成29年度天然記念物「奈良のシカ」被害軽減対策検討業務 報告書 CD-R
- ⑨平成30年度奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ⑩平成30年度奈良のシカ保護管理計画検討業務 報告書 CD-R
- ⑪平成30年度 奈良のシカ農林業被害モニタリング調査 報告書 CD-R

- ⑫令和元年度 奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ⑬令和元年度 奈良のシカ保護管理計画実施計画検討業務 報告書 CD-R
- ⑭令和元年度 奈良のシカ農業被害モニタリング調査業務 報告書 CD-R
- ⑮令和2年度 奈良のシカ保護管理計画検討業務 報告書 CD-R
- ⑯令和2年度 奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ⑰令和2年度 春日山原始林内シカ生息状況調査及び奈良公園平坦部植生調査業務委託
CD-R
- ⑱令和3年度 奈良のシカ保護管理計画検討業務 報告書 CD-R
- ⑲令和3年度 奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ⑳令和4年度 奈良のシカ保護管理計画検討業務 報告書 CD-R
- ㉑令和4年度 奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ㉒令和5年度 奈良のシカ保護管理計画検討業務 報告書 CD-R
- ㉓令和5年度 奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ㉔令和6年度 奈良のシカ保護管理計画検討業務 報告書 CD-R
- ㉕令和6年度 奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ㉖令和7年度 奈良のシカ保護管理計画検討業務 報告書 CD-R
- ㉗令和7年度 奈良市ニホンジカ捕獲個体分析業務 報告書 CD-R
- ㉘令和7年度 「奈良のシカ」交通事故要因調査業務 報告書 CD-R

(2) その他資料については、各URLを参照すること。

- ・奈良公園基本戦略

<URL><http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=30694>

- ・奈良のシカ保護管理計画検討委員会での検討状況

<URL><http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=33948>

- ・春日山原始林保全検討委員会での検討状況

<URL><http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=31622>

- ・奈良公園植栽計画検討委員会での検討状況

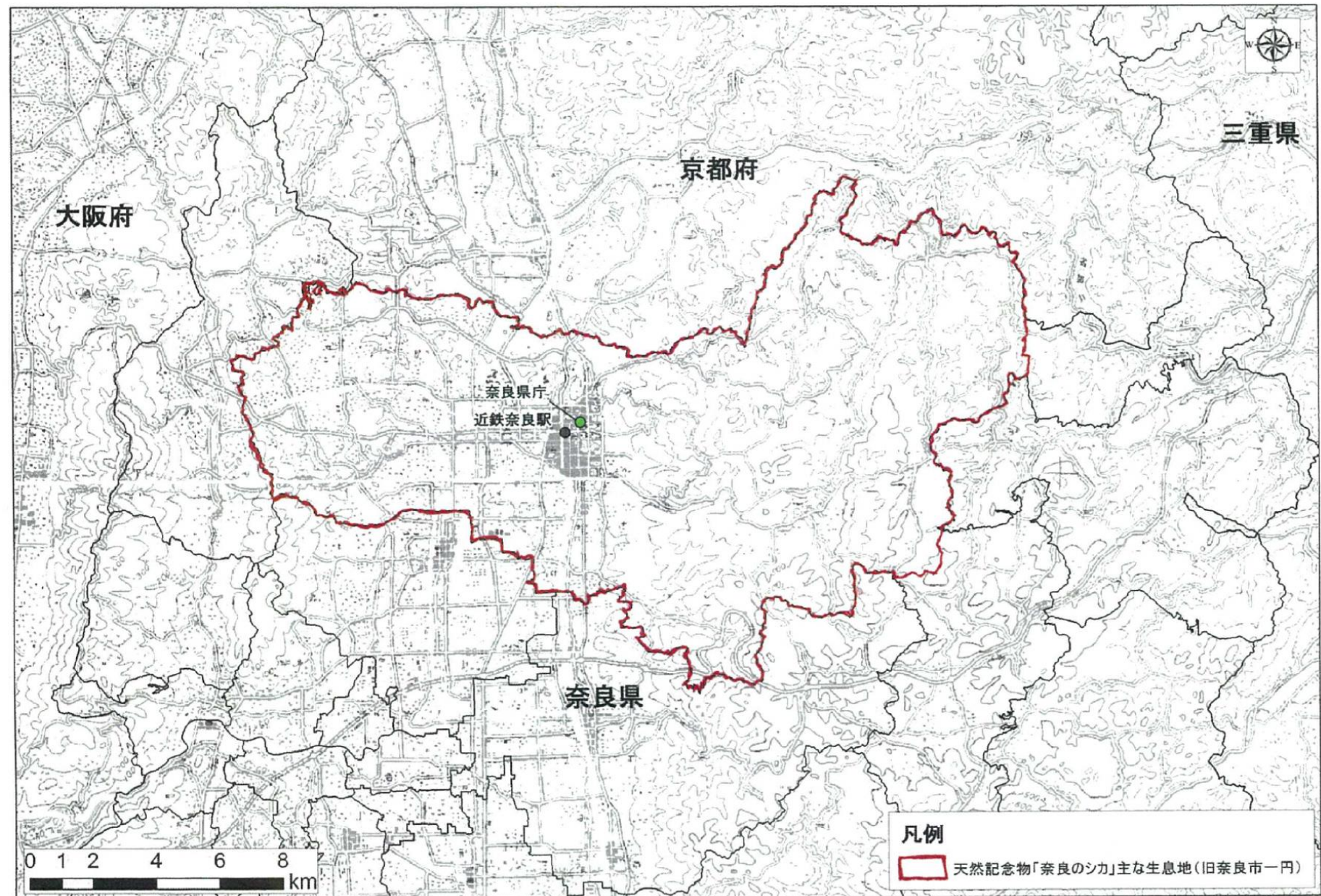
<URL><http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=30693>

7. その他

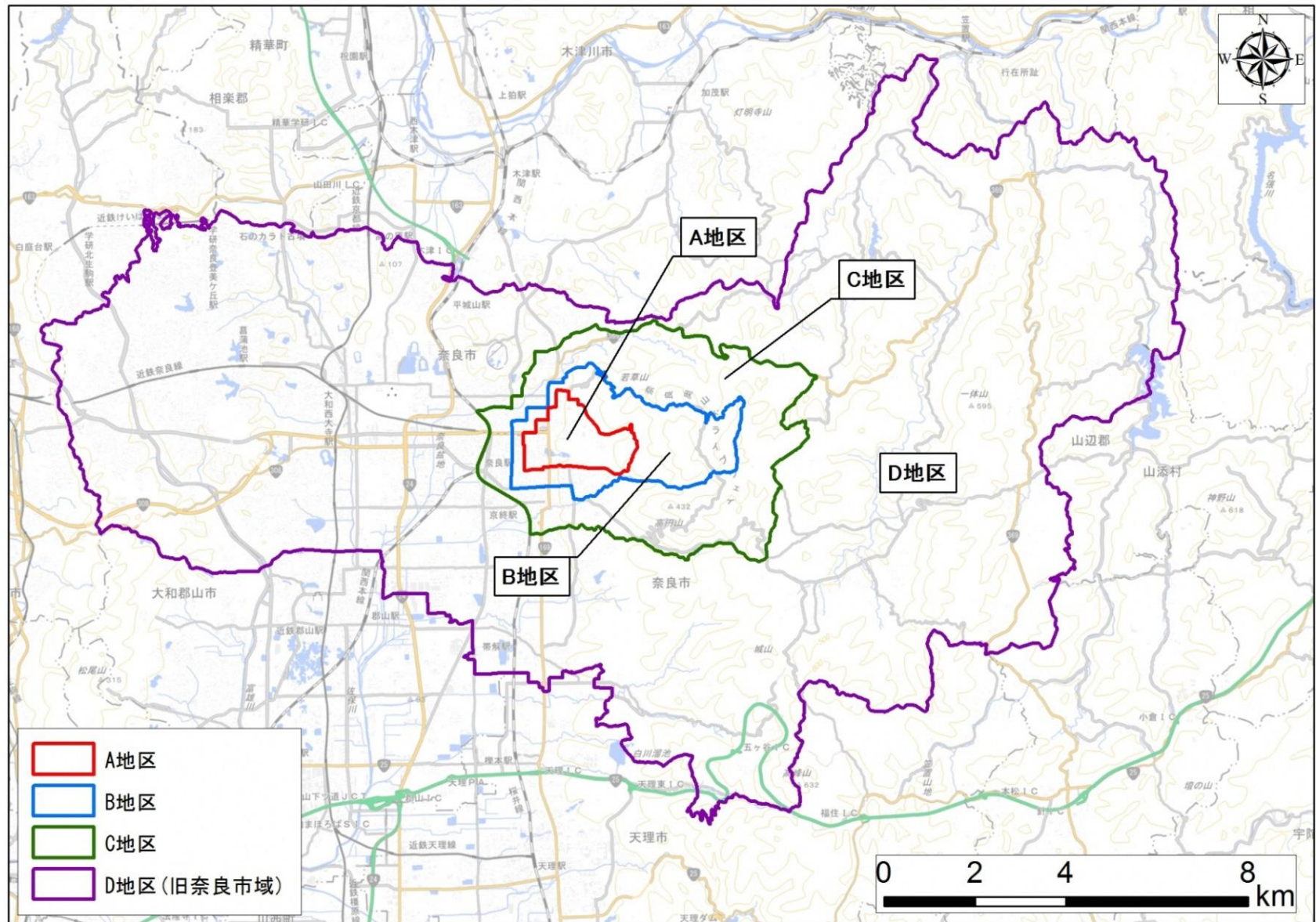
- (1) 業務の履行に際し疑義が生じた場合は、双方協議し、その指示に従わなければならない。
- (2) 契約締結後に内容や期間の変更が生じた場合は、双方協議の上決定する。
- (3) 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (4) 委託契約の完了にかかわらず、業務報告書に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (5) 受注者の統括責任者は発注者と密に連絡できる体制を取らなければならない。
- (6) 受注者は、発注者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。

- (7) 受注者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 受注者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守しなければならない。

【図1】奈良市及びその周辺



【図2】地区区分（A～D地区）



別 記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者の届出）

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 受注者は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（教育の実施）

第4 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（秘密の保持）

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第7 受注者は、この契約による事務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委

託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を発注者に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に、発注者が受注者に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 受注者は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、受注者は、発注者が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、発注者から立会いを求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。

3 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により発注者に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 発注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 受注者は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 受注者の故意又は過失により、受注者が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書（新規）

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地（住所）

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者について、次のとおり報告します。

1 契約名等

契約名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

所属・職名	
氏名	

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書（変更）

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地（住所）

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者の変更について、次のとおり報告します。

1 契約名等

業務名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

	変更前	変更後
所属・職名		
氏名		
変更年月日	年 月 日	

再委託承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約に係る業務の一部を再委託したいので、次のとおり申請します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地 (住所) 名称又は商号 代表者氏名 連絡先
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における 安全性及び信頼性 を確保する対策	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)
再委託先に対する 管理及び監督の 方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

再委託承認書

年 月 日

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

奈良県知事

(公 印 省 略)

年 月 日付けで承認申請のありました以下の契約に係る事務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地 (住所) 名称又は商号 代表者氏名
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	

個人情報預り証

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地（住所）

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

以下の契約に係る個人情報を預かりました。以下の契約の完了後、直ちに、貴県の指示に従い、返還又は消去若しくは廃棄します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

個人情報の記録媒体種類	☐ 紙 ☐ USBメモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ CD/DVD ☐ その他（ ）
個人情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	（所在地（住所）） （名称又は商号） （連絡先） （受領者氏名） （連絡先） （受領日） 年 月 日
返却予定日	年 月 日
返却方法（予定）	については、 後に廃棄 については、返却予定日までに奈良県へ返還

注 1 預かった個人情報を消去又は廃棄する場合は、書面（参考様式6）により報告すること。

2 個人情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。返却の場合は、以下について職員が記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)

所在地 (住所)

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

消去・廃棄した 個人情報	
消去・廃棄の別	消去 ・ 廃棄
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場 所	
消去・廃棄担当者 名 ※委託した場合は処理委託先の名称	
消去・廃棄方法	

- 注 1 消去又は廃棄を行ったことを証明する写真等を添付すること。
- 2 専用ソフト等を使用して消去又は廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 3 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 4 消去又は廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

<別紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払いを行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。